

○論説：民法成年年齢引下げについて——未成年者取消権を中心に¹

山下純司*

I. はじめに

2009年10月28日、法制審議会は法務大臣の諮問に答える形で、民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げるべきだとする答申を行った。「大人になる時期」という法律を知らない人々でもイメージのしやすく、かつ市民の日常生活に少なからぬ影響を与えそうな問題であったためか、マスコミもこの答申を大きく取上げ、さまざまなコメントが寄せられたことは記憶に新しい。

この答申は、法制審議会の出す答申としては、従来余り見られない特徴がある。たとえば、この答申は、成年年齢の引下げを提言しながら、前提条件として若年者施策の整備等をあげ、こうした条件が整ったことの判断もふくめ、引下げの時期については国会にゆだねるという内容になっている。このように法改正に直結しない結論を法制審の部会が出したことの異例さがマスコミ等で注目された²。また、民法成年年齢引下げについては、審議会の継続中に、内閣府やマスコミによって世論調査が実施され、いずれの結果でも、過半数が引下げに慎重であるとの結果が示された。それにもかかわらず、提言が引下げの結論でまとめられたのも、この答申の特徴といえるだろう³。

筆者は、法制審議会民法成年年齢部会に、幹事の立場で出席をした。本論稿は、その経験を契機として、この答申がどのような考えのもとで成立って

* 2001年より学習院大学法学部法学科助教授、2008年より同教授。民法担当。

- 1 本稿は2009年10月24日に学習院大学で行われた法実務研究会での報告をもとに、その後の考察等をつけ加えたものである（なお、報告時は答申の出される前だったため7月29日にまとめられた部会報告書をもとに報告を行った）。同研究会に参加された方々から、貴重なアドバイスをいただいたことに感謝上げるとともに、そこでの有益な討議内容を十分に活かしきれていないことをあらかじめ謝罪しておきたい。もちろん、本稿の記述に関する責任の一切は筆者にある。
- 2 朝日新聞平成21年7月30日。
- 3 この問題に関する世論調査としては、内閣府大臣官房政府広報室が平成20年7月に個別面接聴取方式で実施した「民法の成年年齢に関する世論調査」（引下げ賛成19%、反対78.8%）のほか、読売新聞社が複数回のアンケートを実施している。以下では、同社アンケートのうち、平成20年2月実施のアンケート（読売新聞平成20年3月7日掲載）を読売世論調査①（賛成36%、反対59%）、同年4月実施の世論調査（同紙平成平成20年4月20日掲載）を読売世論調査②、同年12月実施した世論調査を（同紙平成20年12月10日掲載）を読売世論調査③（賛成38%、反対57%）と呼ぶ。

いるかを分析するとともに、この答申が出された後に残された、取り組むべき課題について、検討を加えようとするものである。ただし、本稿の内容は、その審議会における議論や、他の委員、幹事、及び参考人の意見に示唆を得るところも大きいとはいえ、あくまでも一民法学者としての個人的な意見であることを、はじめに断っておく⁴。

II. 部会発足の経緯

まず、民法成年年齢の引下げという議論が、どのようにはじまったのかという点について、簡単に紹介を行う。

1. 国民投票法

民法成年年齢引下げの問題が法制審議会で議論されることになったきっかけは、「日本国の憲法の改正手続に関する法律」（「国民投票法」）が、国民投票の投票権を満18歳以上の者に認めたことに伴い、同法附則3条1項が「民法その他法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講じる」と規定したことである。この附則は、同法制定に際し、同法と「満20歳をもって成年とする」と定める民法4条との整合性について国会で問題提起がなされたことに伴い設けられたという経緯がある。

しかし、憲法改正手続に参加するための国民投票の投票年齢を18歳と定めることと、私法上の行為能力について定める民法4条の成年年齢を18歳と定めることとの間には、本来論理的な関係は存在しない。したがって、国民投票法の附則3条1項の存在が、民法における成年年齢の引下げの直接的な論拠となることはあり得ないのだが、同法案を提出した国会議員は「18歳で政治的・社会的に大人になることを明確にすることがベター」であるとして、同附則を設けたという⁵。これが、民法の成年年齢を引下げることの意味を十分に理解した上での意見かどうかは必ずしも明らかではないが、いずれにせよ附則が設けられたことが今回の議論の契機となったことだけは間違いがない。

4 なお、本稿で筆者は、成年年齢引下げに賛成の立場から議論を行っているが、ここでの議論は、あくまでも民法上の成年年齢の引下げの是非に限った上での立場表明であることを念のため断っておく。答申に反対する意見の中には、民法の成年年齢引下げが、少年法や国民健康保険料の支払義務といった問題に波及することを懸念するものがある。筆者は、これらの問題は法律の目的に応じ個別に考察すべき問題であり、民法と連動させるべきではないと考えているが、上記のような懸念がまったく理由のないものとも考えていない。

5 葉梨康弘「国造りの主役は若年者」毎日新聞平成19年6月29日。なお、直前の注でも述べたように、筆者は、年齢制限のある諸法律について何歳をもって境界を引くかは、法律の目的に応じ個別に考察すべき問題であると考えてるので、このような理由付けには疑問を覚える。

2. 法制審議会民法成年年齢部会の立ち上げ

以上のような経緯で、法制審議会に民法成年年齢部会が立ち上がった。民法という一法律の改正にとどまらない、社会的影響の大きな問題を話合うということから、同部会は法律家だけでなく、多様な方面の識者を委員としており、民法学者は幹事である筆者を含めても4人であった⁶。この点も、法曹関係者と学者中心で構成される通常の法制審議会のあり方とは、かなり異なっていた⁷。

このため、同部会では、かなり自由闊達な議論が行われたように思われる。法制審議会の一部会であるということから、議論の対象は、はじめから民法上の成年年齢を引下げることの是非に限定されていた。それにも関わらず、議論はときに民法の枠を超え、さらには法律論を超えて展開された印象を受ける。このことが答申と、それに付された最終報告書の内容の異例さにつながったものと思われる。

Ⅲ. 部会の議論と答申の内容の紹介

以下では、法制審議会民法成年年齢部会の審議の内容と、それがどのように最終報告書に反映されたかを紹介する。

1. 審議経過等

審議会は、前半は主として招致した参考人からの意見聴取と中間報告書のとりまとめ、後半は最終報告書のとりまとめに当てられた。審議の際に招致した参考人も、委員の構成同様に法律関係者は少なく、様々な方面の専門家や識者が招かれ、それぞれの観点から、この問題について意見が述べられた。

また、未成年者への意見聴取のため、委員らが複数の高校や大学へ赴き、学生らと意見交換を行った（あいにく筆者は参加できず、参加した委員からの報告を部会で拝聴するにとどまった）。引下げの是非については、当初はかならずしも立場を明確にしていなかった委員も多かったように思われるが、次第に積極派あるいは慎重派に二分されていったように思われる。以下では、答申に付された最終報告書の内容紹介も兼ねて、引下げに積極的な意見と慎重な意見について見ておくことにする。

2. 引下げに積極的な意見

(1) 若年者の社会参加

6 部会の構成メンバーは途中で若干の変動があったが、委員18名のうち法律系の委員は、民法学者3名、他の法律学者1名、弁護士2名、法務省関係者2名の計8名で、残り10名は非法律系の委員であった。

7 朝日新聞平成20年4月5日「『18歳成人』曇る視界 法制審、人選も運営も異例」。

引下げに対して積極的な態度をとっていた委員の主たる論拠は、これからの日本社会が直面する高齢化等の問題に対処するためにも、若年者の社会参加を積極的に促すための施策が求められるという大局的な見地であった。そして、若年者を社会の一員として教育する、いわゆるシティズンシップ教育の重要性が強調され、そうした若年者施策の一環として、成年年齢の引下げによって若年者に社会の一員としての自覚を持ってもらうことが必要であるとの主張がなされた。

この主張は、成年年齢を引下げれば若年者に社会の一員としての自覚が芽生えるという主張ではなく、まして、現在の若年者に社会の一員としての自覚があるから引下げるべきだという主張でもない。若年者を社会の一員として自立させるという総合施策を、国を挙げて実現するべきだというきわめて広い文脈の一部に、民法上の成年年齢の引下げという問題を位置づけようとするものである。

これに対しては、若年者自立のための施策が重要であるということについてはあまり異論が見られず、むしろ、そうした総合施策が「縦割り行政」と揶揄されるわが国において、本当に実現可能なのかという懸念が、慎重派の委員からは呈された。加えて参考人からも、現代の若年者は精神的・社会的自立が困難な状況にある者が多いといった指摘がなされていた⁸。そうした懸念や指摘を受ける形で、答申では、若年者を自立させる施策について、ある程度具体的な内容を示すことが求められたと考えられる。

その結果、答申は、民法の成年年齢を引下げることが、「将来の国づくりの中心となるべき若年層に対する期待」を示すことにつながるとしつつ、若年者の精神的・社会的自立の遅れ等の問題が、民法の成年年齢を引下げるだけで自然に解決するものではないとして、若年者の自立を援助する施策について、その「具体的内容は所管府省庁において詰められるべき」といいつつも、①若年者のキャリア形成施策、②シティズンシップ教育、③若年者の相談窓口（ワン・ストップ・サービスセンター）の設置、④青少年の社会参画プログラム、⑤児童福祉施設の充実等の児童虐待対策など、明らかに法務省の所管事項でない分野の施策にまで、かなり具体的な意見を示している⁹。

冒頭に述べたように、答申は引下げの時期を明言していないが、その反面、答申としては異例の、単なる法律の条文改正にとどまらない、日本社会の将来のあり方にまで踏込んだ大胆な内容を含んでいることは、以上のような議論の経緯によるものである。

8 斎藤環「時代の風：若年者政策の困難」毎日新聞平成21年8月2日参照。

9 最終報告書7-9頁。

(2) 契約年齢の引下げ

成年年齢引下げの意義としては、そのほかに契約年齢の引下げが若年者にとってメリットになる場面があるのではないかが論じられた。18歳、19歳の若年者が一人暮らしをしている場合において、親権者が身近にいないことからくる不便さがないかといった点、また18歳、19歳の若年者が自ら働いて稼いだ賃金等について、親権者の同意無く消費する権利を与えてもよいのではないかといったことが論じられた。特に後者について、18歳に達した大多数の若年者は、大学等で教育を受ける者も含め、アルバイトあるいは正規雇用の形態で金銭的收入を得ており、こうした金銭について、親権者の管理下に置かずに自らの判断で消費させることができることは一つの引下げのメリットと考えられるとして、答申にも採用されている¹⁰。

(3) その他

その他の論拠としては、欧米諸国などで18歳を成年年齢とするケースがあることが挙げられたが、この点はわが国の成年年齢を引下げる直接的な論拠にはならないとする意見も多かった。

また国民投票法附則3条1項との関係については、すでに述べたようにこれが引下げに論理必然に結びつくものではないということを前提に、間接的には引下げの論拠となりうるとの主張がされた。答申も、そのようなスタンスをとっている。すなわち、国民投票法が成立する経緯において、同法案の提出者から、民法上の判断能力と、参政権の判断能力とは一致すべきであり、また公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票年齢は一致すべきであるとの観点から問題が提起され、国民投票法附則3条が設けられたことが説明され、この点を「重く受け止める必要がある」としつつも、選挙年齢と民法の成年年齢を一致させることが、理論上必然ではない点を指摘する。その上で、両者が一致している方が、18歳、19歳の者の政治への参加意欲を高め、かつ法制度としてシンプルであるとして、「特段の弊害がない限り一致していることが望ましい」と述べるにとどめている¹¹。

3. 引下げに慎重な意見

(1) 消費者被害拡大の懸念

引下げに慎重な委員からの意見のうち、もっとも強力で主張されたのが、未成年者取消権が廃止されることによる消費者被害の拡大の懸念である。答申でも指摘されているが、20歳になったとたん電話などで不招請勧誘が

10 最終報告書10-11頁。

11 最終報告書4頁。

行われるといった例があり、未成年者から成年者に移行する時期の若年者は悪質商法のターゲットになりやすいという指摘がなされ、成年年齢が18歳に引下げられれば、そうした被害を受ける若年者がさらに増加することが予想されるという主張があった。

この点については、成年年齢の引下げによって一時的に消費者被害が拡大する可能性があることは多くの委員が否定しなかったように思われる。答申でも、成年年齢引下げから生じる問題点として、18歳、19歳の消費者被害が拡大するおそれを指摘しており、契約当事者が18歳から22歳までの相談件数の割合は少ないとはいえ、20歳になると相談件数が急増するという現状から、未成年者取消権の存在が悪質業者に対する事実上の抑止力になっているという分析を行っている¹²。

ただし、20歳で消費者被害に遭う者が相当数いることを考えれば、未成年者取消権によって消費者保護を行うのは本来のあり方ではなく、消費者保護施策の充実と、消費者関係教育の充実によって解決するべきであるとの意見が出され、答申に反映された¹³。

(2) 親の扶養義務との関係

親権の対象となる年齢を引下げることによって、自立に困難を抱える18歳、19歳の者が親から保護を受けられにくくなり、困窮が増大するおそれが挙げられた。また成年年齢を引下げることが、離婚の際の未成年者の子の養育費が、早期に打切られる方向に事実上働かないかといった懸念も表明された。ただしこの点は、離婚後扶養の継続期間は成年年齢と必ずしもリンクさせる必要はなく、現在でも大学卒業まで扶養を継続する例は存在することなどから、問題は扶養義務の履行確保であるといった指摘もあり、最終報告書では、「関係者の意識に与える影響という側面においては、上記のような意見にも留意する必要がある」と指摘されるにとどまった¹⁴。

(3) その他

そのほか、最終報告書では若年者の精神的・社会的自立が遅れているということと関連させて、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりも乖離することの問題点も指摘されている¹⁵。

また、引下げに踏切るだけの立法事実が存在しないといった意見や、世論調査結果、引下げに慎重な意見が目立つにも関わらず、引下げをする必要があるのかといった意見も表明された。いずれも、引下げに積極的な議論の論

12 最終報告書12-13頁。

13 最終報告書16-19頁。

14 最終報告書14頁。

15 最終報告書14頁。

拠を、説得力あるものと見るかという問題に関わるが、世論調査に関しては、その結果をどう読むべきかについて筆者の考えを後で述べる。

また最終報告書では、成年年齢が18歳に引下げられると、高校3年生に未成年者と成年者が混在することになり、高校教育において親権者を通じた適切な生徒指導が困難になるという点も指摘され、高校教育における教師、生徒及びその親権者の意識改革や生徒指導のルール作りの必要性なども提言されている¹⁶。

4. その他

最終報告書では、その他の問題点として、成年に達する日の問題、養親となる年齢、婚姻適齢などについても議論しているが、ここでは省略する。また、部会以前から提案されていた段階的な成年年齢の設定を認める制度の新設なども検討はされたが、報告書には反映されていないため説明を省略する¹⁷。

IV. 私見

以上で紹介した最終報告書の内容を受け、以下では今後どのように民法成年年齢引下げの議論が展開されていくべきかという問題について、筆者なりの見解を述べることにする。第一に、最終報告書で論じられたが、なお詰めるべきであると思われる点、第二に、最終報告書では論じられなかったが、今後の議論のために指摘しておくべきと思われる点についてそれぞれ検討を行う。

1. 論じられた点について

(1) 「若年者の自立」対「消費者保護」？

部会の議論と、それを受けた最終報告書の内容は、多様な論点に目を配っている。しかし引下げに積極的な意見の主たる論拠は若年者の自立を促進することであり、慎重な意見の主たる論拠は消費者被害拡大の懸念であった。その結果、マスコミ報道などを通じて、「若年者の自立」対「消費者保護」という二項対立の図式が、強調されてしまったきらいがある。しかし最終報告書は、消費者保護施策を含めたトータルな若年者自立支援施策の一環として、成年年齢引下げを論じようとしているのであり¹⁸、消費者保護を犠牲にして若年者の自立を強制するような誤ったイメージで最終報告書がとらえら

16 最終報告書15頁、20頁。

17 段階的な成年年齢の設定に関しては、大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少者法(こども・わかもの法)』への第一歩」法曹時報59巻9号(2007年)1頁以下参照。

18 若年者の自立支援施策としてあげられるシティズンシップ教育のなかには、法教育なども含まれており、そこには当然消費者教育も含まれる。

れないように、注意する必要がある。

(2) 若年者の自立論

実施された国民アンケートや新聞の投書などを見ると、「現代の若年者は未熟である」から成年年齢引下げに反対であるという論調が目につく。これは一見すると、現代の若年者が精神的、社会的に自立していないという審議会の慎重派の意見や、それを反映した最終報告書の内容と同様の現状認識であるようにも思われる。しかし、こうした「現代の若年者は未熟である」という論調は、最終報告書の指摘する若年者の自立の遅れとは、似て非なるものであるように筆者には思われる。社会学や精神病理学などの分野で、現代社会が抱える問題として、複雑さや高学歴化など、社会構造に起因する「生きにくさ」という問題が指摘されている。最終報告書のいう若年者の自立の遅れとは、現代の若年者が過去の若年者より、精神的、社会的自立に困難を抱えていることを前提にした議論であって、単なる「未熟さ」の問題には解消できないように思われるからである¹⁹。

このことを筆者が強調するのは、先に述べた部会の委員らによる高校生・大学生対象の意見交換会に参加した委員の多くが、その後の部会における報告で「18歳、19歳の若年者というのは、想像していたよりもしっかりしている」という感想を述べていたからである。先述のように筆者はその意見交換会に参加することがかなわなかったが、教育関係者でない委員の多くは、18歳、19歳の若年者と長時間議論するなどの経験はそれほど多くはないと想像される。「現代の若年者は未熟である」という論調には、多分に「自分の若い頃に比べて今時の若者は」という気分が含まれているが、そこでの「今時の若者」が、現代を生きる実際の若年者なのか、新聞その他で報道のなかからイメージされる抽象化された若年者なのかということを慎重に検討する必要がある。後者のような抽象的な若年者イメージを念頭においた「現代の若年者は未熟である」という論調は、最終報告書に述べた総合的な若年者施策が進展しても（というよりいつの時代も）、容易になくならないと想像されるから、これを世論の動向としてカウントするのは、あまり生産的ではない。

(3) 消費者保護論

他方、最終報告書が前提としている、民法の成年年齢を引下げることが、消費者被害を拡大する懸念という問題についても、もう少し踏込んだ検討が今後必要となる。すでに述べたように、審議会でもこのことは自明とされ、

19 宮本みち子「社会学の観点からみた民法成年年齢引下げの意味」ジュリスト1392号(2010年)170頁は、成人期の以降パターンの変化を「学校を卒業して仕事につき、自分の家庭と築く」という工業化社会の以降モデルと、そこに付随した生活標準が、自明のことではなくなった」という点に求めている。

また20歳をターゲットにした悪質商法や大学内部で広まるマルチ商法などの危険性が繰返し指摘された。

しかし、国民生活センターのPIO-NETの2009年度データによって、消費者相談件数を年代別に比較した場合、相談件数も、年代別総人口に占める相談件数の割合も、20代よりも30代の方が多いことがわかる。他方で、2009年度の国民生活白書も、20代がもっとも消費者被害を受ける割合が高いとしてはいるが²⁰、30代の被害もそれ以上の世代に比べてかなり多いことを指摘している。

さらに興味深いことに、PIO-NETのデータを相談事例の契約当事者の職業別に分類した場合、給与生活者の相談件数は、30代から60代に向けて一貫して減少傾向にあるのに対して、家事従事者（主婦）の相談件数は年代を通じてそれほど変化がないという事実も確認できる。

少ないデータによって性急に結論を出すことはできないが、これらのデータからは、消費者被害を減らす要因が、ただ年齢を重ねることではなく、社会人として、とくに家庭外での活動実績を積むことであるという可能性を検討する必要性を感じさせる。もしそうしたことがいえるならば、18歳に成年年齢を引下げ、早くから社会経験を積ませることが、消費者保護の観点から望ましいとも言えるのではないか。なぜなら、国民生活白書によれば、消費者被害を件数ではなく被害額の大きさに比較した場合、資産の多い50代から70代の被害が圧倒的に多いのであり²¹、資産形成がなされる以前に社会経験（そこには少額詐欺被害なども含まれよう）を少しでも多く積ませることが、将来の甚大な被害を予防することにつながる可能性も否定できないからである。

2. 論じられなかった点について

(1) 若年者の自己決定権の尊重

他方で、この最終報告書には、引下げの論拠として必ずしも十分にふれられていないが、後から考えるとふれておくことが望ましかったように思われる点もある。

第一に、民法の未成年者取消権とは、若年者の自己決定権の制約であるという点である。この点は部会でも最終報告書でもあまり正面切って取上げられていない。おそらく、法律家にとってはある意味自明の事柄であるために、そして非法律家にとっては未成年者取消権の消費者保護的機能というプラス

20 2009年度国民生活白書101-102頁。

21 2009年度国民生活白書94-95頁。

の側面があまりに強調されたために、等閑視されてしまったように思われる。

すでに述べたように、最終報告書では、契約年齢の引下げの効果について、一人暮らしをする未成年者にとって便利であるとか、アルバイトで稼いだ収入を自分の判断で費消できるといったメリットが指摘されている。しかし、こうした事例が挙げられたことは、契約の際にいちいち親の同意を得るという面倒な手続から解放されるということのみが、契約年齢引下げのメリットであるかのような誤った印象を与えている。そのため、一人暮らしをする未成年者はそれほど多くないといった指摘や、消費者保護の必要性といった議論に対して、あまり説得力のない論拠のように受取られている印象がある。

しかし契約年齢引下げも含めた民法成年年齢の引下げが本質的に意味を持つのは、親子間で決定的な意見の対立があり、親の同意が得られない場面であり、そうした場面を想定した議論が必要である。

たとえば、高校3年生が、就職を希望しているが、親からは大学進学を勧められているというケース、あるいは逆に、大学進学を希望し、アルバイトなどで自ら学費を稼ぐことを条件に、大学進学を希望しているといったケース。さらには親元を離れて一人で生活をしたいと考えているが、親が反対しているというケースなど、親子間で「生き方」について意見の相違があるケースが想定できる。このようなケースにおいて、親が子を説得することなく、就労や就学にかかる契約を有無をいわず取消すことができることが未成年者取消権の持つ法律的な意味である。その意味では未成年者取消権とは、若年者に対する自己決定権の強力な制限として働くことになる。

もちろん、こうした議論には、実際の高校3年生は多くが親に経済的に依存しているといった反論、あるいは、仮にそのような自立を希望する若年者が少数いるとしても、多数の若年者の消費者保護の方が重要であるといった反論はあり得るかもしれない。しかしたとえば「70歳以上の高齢者は就労率が低いから一人で契約をさせる必要はない」とか、「80歳以上の高齢者は消費者被害に遭う確率が高いから契約に際して子の同意を必要とすべきである」という発想で法律を作ることが憲法上おおよそ許されないとするならば、18歳、19歳の若年者について、個々人の成熟度とは別に、年齢により一律に権利の制限が許されるのはなぜかを今一度問い直す必要があるのではないか。こうした点は、今後の課題であろう。

なお、上記のような指摘は、成年年齢引下げの意義として、子を親権から解放するという側面の重要性をより深く検討するべきではなかったかという視点にもつながる。この点、最終報告書では、近年、親から虐待を受ける子が増加しており、またニート対策などが親権者に拒まれて実効性を欠いているといった現状認識から、成年年齢の引下げは18歳に達した者を親の不当

な親権行使から解放できるとする意見を紹介している。しかしこの点については、児童虐待の主たる対象である低年齢児であり、民法成年年齢を引下げることによって上記のような問題は解決しないという理由で、「民法の成年年齢引下げることによるメリットとは言い難い」と結論づけてしまっている²²。しかし、ここまでの検討で明らかのように、問題とされるべき場面は狭義の児童虐待の場面に限られず、現在では教育・監護権の正常な行使と評価されかねない場面にも及ぶことに注意する必要がある²³。

(2) 自己責任論

自己決定権の議論と同様に、法律家にとってはある意味自明でありながら、非法律家にとっては見過されがちな事柄で、最終報告書が十分な検討を行っていないものとしては、いわゆる自己責任論とでもいうべきものがある。

世論調査の結果を見ると、引下げに反対する理由の選択肢のなかに「自分で責任をとれない者は大人でないから」というものがあり、反対理由の一定の割合を占めていることがわかる。おそらく、18歳、19歳は親にさまざまな責任をとってもらっているということであろう。同じような反対理由として「18歳は経済的に自立していない」というものもある。こちらは親に経済的に依存していることを反対理由とするものであろう²⁴。いずれも、「自らの行為に責任をとるのが大人だ」という素朴な（それゆえに危険な）自己責任の考え方に基づくものと整理できる。しかし、このような反対理由は、以下に見るように未成年者取消権との関係ではあまり説得力がない。

まず、未成年者取消権が機能する場面というのは、未成年者自身が契約当事者となる場面であり、未成年者自身の財産が責任財産となる場面である。当然のことだが、親が未成年者に同意を与えたとしても、そのことだけで親に債

22 最終報告書11-12頁。

23 水野紀子「民法の観点から見た成年年齢の引下げ」ジュリスト1392号(2010年)166頁は、未成年者取消権以外の親権による保護について、「それが失われることが現状をそれほど悪化させるだろうか」と述べ、「むしろ日本社会が、家族への公的援助・介入を最小限にとどめ、弱者の生活保障を家族に過度に依存してきたことの問題性のほうがなにより大きかった」と指摘する。

24 内閣府のアンケートでは、契約を一人であることができる年齢の引下げについて賛成19.0%に対して反対78.8%であり、反対理由（複数回答）の上位2つが「経済的に親に依存しているから」（60.2%）と、「自分がしたことについて自分で責任をとることができないから」（54.7%）となっている。また読売世論調査①では、反対理由（択一回答）として「18歳では経済的に自立していない人が多いから」が22%であり、「18歳は精神的に未熟だから」（31%）、「18歳では社会常識が十分身につけていないから」（28%）と並び主たる理由を占めており、読売世論調査②でも反対理由（複数回答）のうち「経済的に自立していない人が多い」が50.9%を占め「精神的に未熟だ」（59.4%）に次いで多い。読売世論調査③でも、反対理由（択一回答）のうち「経済的に自立していない人が多い」が41%となっており、「判断力が十分でない」（43%）と並んでいる。

務が発生するわけではない。本来ここで問題とされるべき場面は、自らの判断で費消できるだけの一定の財産を有する若年者、すなわちその限りでは経済的には自立した若年者が、精神的あるいは社会的自立の不十分さから、トラブルに巻き込まれる場面なのではないか。そうすると、「親に責任をとってもらっている間、あるいは親に経済的に依存している間は未成年者取消権を親に認めるべきだ」というのは、引下げの反対理由としてははなはだ疑問である。

もちろん、資力のない若年者について、未成年者取消権が問題とならないということではない。たとえば成年になったとたん、消費者金融やクレジットカードで、多額の借金をして、親に迷惑をかける若年者がいるであろうことは想像に難くない。しかし、そうした場合に親が債務を肩代りする必要は無いことはもちろん、そこで問題にされるべきは、資力のない若年者に過剰な融資を行った債権者のはずである。より一般的にいうならば、取引において相手方の資力を見誤った場合の責任は、取引当事者自身が「自己責任」として負うべきなのであり、当事者の親が経済的負担を負う必要性は、法律上はもちろん道義上も存在しない。

ただし、このような立論に対しては当然、「資力のある18歳、19歳が財産を巻上げられることを防ぐため、あるいは18歳、19歳が破産せざるをえないような状況避けるためには、未成年者取消権は意味があるのではないか」という反論が考えられるところである。この点については、筆者も否定しない²⁵。しかしここでの問題は、アンケートに対する引下げ反対の理由として「自分で責任をとれない者は大人でない」あるいは「経済的に自立していない」という選択肢を選んだ解答者が、以上の議論の要点を十分理解して反対をしているとは思えないという問題であり、おそらくはアンケートの作成者も、こうした点を十分に意識していないという問題である。今後、よりわかりやすく議論を行い、アンケートにおいても論点を絞るなど工夫が求められるように思われる²⁶。

25 この点への対策としては、若年者保護を念頭においた貸金業法、破産法等を含む消費者保護関連法の強化が考えられる。

26 より具体的にいうと、内閣府調査のアンケートでは、「民法では、20歳以上の者（成年者）は、一人で高額な商品を購入するなどの契約（パソコンの購入やクレジットカードの申込みなど）をすることができます。一方で、20歳未満の者（未成年者）が契約をするためには、親などの同意が必要で、親などの同意を得ないでした契約は取消すことができます」との資料を読ませた後、「あなたは、18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすることに賛成ですか。それとも、反対ですか。この中から1つだけお答えください」との問いに答えさせるものとなっているが、親が子の契約について責任を負う必要はないという事実を、十分に説明するよう改善すべきであるように思われる。

V. おわりに——「大人」の覚悟を求められているのは？

以上のように見てみると、民法成年年齢引下げの議論は、まだまだ詰めるべき点も多く、最終報告書はその端緒にすぎないという観もあるが、引下げという方向性自体はそれなりに理由があると思われる以上、最終報告書のいう条件整備のための努力が必要となつてこよう。

最後に、次の点を指摘しておきたい、この最終報告書は「18歳、19歳は大人か」という問題に対して答えるものである。しかし筆者は、この最終報告書が真に「大人」であることを求めている対象はほかに存在するように思われる。

第一に、18歳、19歳の若年者の周囲にいる親や教師である。成年年齢の引下げは、これらの者を監護・教育権者やその代理人から、アドバイザーとしての存在へと役割転換を求めるものといえる。このとき、人生の先輩として真に有益なアドバイスを行うことのできるかどうか、「大人」であることを試されるのは誰であろうか。

第二に、社会全体とそれを構成する市民である。最終報告書の提言する若年者施策が理想的に実現したとしても、18歳、19歳の若年者すべてが、自立可能になることはあり得ないし、30を超えても自立に困難をかかえる若年者や、挫折する若年者も常に存在するであろう。このとき、大人になる過程は段階的かつ個人差のあることを真に理解し、自立ができない、あるいは挫折を経験した若年者に寛容であり、ときに援助の手をさしのべる「大人」の役割が求められる。

第三に、法曹実務家や法学者といった、法律家である。引下げの条件である消費者保護施策の充実のためにも、法律家はより積極的な消費者保護活動と、消費者教育に関与しなければならないのはもちろんであるが、法律家に期待される役割はそれだけにとどまらない。成年年齢を引下げることによって、若年者と親や教師、若年者と社会や一般市民とのあつれきが高まる事例が増える可能性は否定できない。このとき両者の間を言論により取り結び、調停役として働くことが法律家に期待される。若年者の自立を助け、成熟した民主主義社会を創るために、法律家自身も「大人」にならなければならない。

いずれにせよ、今回の答申は民法という一法律の改正にとどまらず、我々一人一人に「大人になるとはどういうことか」という難しい問題を投げかけているように思われる。